

# ～ハクビシン・アライグマ相談・捕獲処分事業フローチャート～

ハクビシン・アライグマによる被害がある

※敷地内に糞をされる、家屋内に侵入されるなどの実害がある方が対象です。



専用ダイヤルに電話（電話：03-5496-5350）

※区が契約している委託事業者につながります。

令和8年度の委託事業者は株式会社ヨシダ消毒です。



委託事業者による現地調査

※鳥獣捕獲許可の資格を持つ委託事業者が、捕獲・駆除の要件に合致するかどうかを判断するため、現地調査を行います。



被害状況を確認の上、委託事業者が箱わなを設置

※箱わなの貸出期間は原則3週間・最大6週間（1回限り延長可能）です。  
また、箱わなの貸出は、**1年度につき、1回限り**です。



被害のある場所の所有者による毎日の箱わなの見回り

※必ず、毎日箱わなの見回り・管理をお願いします。

※エサが腐ってしまった場合は、エサの付け替えをお願いします。



動物の捕獲があった

※箱わなに動物が捕獲されたら、速やかに委託事業者にご連絡をお願いします。

（祝休日や夕方以降のご連絡の場合、委託事業者がすぐに対応できないことがあります。）

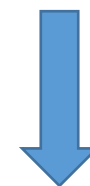


委託事業者が箱わなと動物の回収



動物の捕獲がなかった

※委託事業者が箱わな回収日時のご相談のため、所有者の方にご連絡を差し上げます。



委託事業者が箱わなの回収